

第3次 山縣市行政改革大綱

(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月
山 県 市

《目次》

1	策定の趣旨.....	1
2	本市の財政状況.....	2
3	財政状況表.....	3
4	財政用語解説.....	4
5	基本方針	
	(1) 体系図.....	5
	(2) 計画期間.....	6
	(3) 推進体制.....	6
6	改革を進める【10】の基本項目	
	【1】事務事業の見直し.....	7
	【2】民間委託等の推進.....	7
	【3】定員管理・給与の適正化等.....	7
	【4】組織・機構の見直し.....	8
	【5】経費削減等の財政効果.....	8
	【6】職員の資質向上と職場の活性化.....	8
	【7】情報化の推進.....	8
	【8】行政サービスの向上.....	9
	【9】市民との協働.....	9
	【10】地方公営企業の経営健全化.....	9

策定の趣旨

本市では、平成16年度から平成18年度までを計画期間とする山県市行政改革大綱及び同実施計画を平成16年6月に策定し、「最小の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の基本原則のもと、全庁的に行政改革に取り組みを開始しました。

また、平成17年12月に総務省から「行政改革推進における新たな指針」が示されたことを受け、既存の計画を踏襲しつつこれを見直し、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「第2次山県市行政改革大綱及び同実施計画」を策定しました。これを集中改革プランに位置づけ、定員管理の適正化など具体的な数値目標等を掲げて行政改革を推進し、着実に効果をあげてきたところです。

しかしながら、本市は厳しい財政状況が続いており、今後も急激に進む少子高齢化や経済状況の悪化により見込まれる扶助費の増加などにより、行政を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想され、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営が求められています。

さらに、地方分権の進展により、地方自治体は「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大しているとともに、市民活動が活発化し、公共・公益活動への市民参加意識が高まりつつあることから、積極的に市民と協働・連携した「協働による」まちづくりを進めていかなければなりません。

このようなことから、市民とともに新しいまちづくりを展開するに当たって、職員の意識改革と資質向上を図り、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織や健全な行財政基盤確立を目指すなど、今後の積極的な行財政改革推進のための指針として、「第3次山県市行政改革大綱及び同実施計画」を策定します。

《本市の財政状況》

(1) 財政状況

本市では、平成15年の合併以降「新市まちづくり計画」に基づき、合併補助金や合併特例債などを財源として、ケーブルテレビ整備事業、消防施設整備事業、高富中学校整備事業等を積極的に進めてきました。平成21年度には、クリーンセンター整備事業・美山中学校整備事業等の重点事業が完了し、重点事業の大部分を完了する予定です。

平成20年度の一般会計決算では、歳入総額が約137億5,595万円、歳出総額が約130億4,936万円となっています。歳入の内訳は地方交付税が42億8,879万円、市税が約32億6,534万円、市債が25億7,830万円で歳入の73%を占めており、歳出の内訳は、義務的経費が約58億5,982万円(うち人件費約27億2,956万円、扶助費約10億1,082万円、公債費約21億1,943万円)、投資的経費の普通建設事業が約31億5,871万円、その他経費が約40億3,083万円となっています。平成20年度末の一般会計市債現在高は約233億1,923万円で、基金の残高は約62億9,179万円となっています。

(2) 今後の財政収支予測

本市の今後の財政予測として、歳入面では、自主財源の根幹をなす市税は、市民税が経済状況の悪化による所得の減少、固定資産税が地価の下落傾向により減少が予測されます。加えて、地方交付税は、平成26年度からは合併算定替え期間の終了により大幅な減少となります。

一方、歳出面では、行財政改革に取り組んだ効果として人件費は減少し、重点事業が完了したことによる普通建設事業の減少が見込まれます。

しかしながら、重点事業実施の財源となった合併特例債等の公債費の増加、少子高齢化の進展や経済状況の悪化による扶助費の増加が予測されます。

以上のことから、歳入は減少し、歳出は増加傾向であることから厳しい財政状況が予想されます。

財政状況(普通会計決算)

単位:千円

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入総額	14,807,635	14,090,731	12,854,062	11,487,219	13,755,599
うち市税	2,864,298	2,879,144	2,896,409	3,265,346	3,190,875
うち地方交付税	4,452,645	4,458,763	4,255,816	4,190,899	4,288,790
うち地方債	3,958,600	2,814,600	1,993,400	866,500	2,578,300
歳出総額	14,782,272	13,460,142	12,114,790	10,629,497	13,049,369
義務的経費	5,681,157	5,637,517	5,607,480	5,731,007	5,859,823
人件費	2,967,850	2,878,586	2,939,071	2,889,853	2,729,568
扶助費	888,483	968,925	962,759	986,720	1,010,821
公債費	1,824,824	1,790,006	1,705,650	1,854,434	2,119,434
投資的経費	4,790,285	3,180,863	2,358,575	888,757	3,158,713
その他の経費	4,310,830	4,641,762	4,148,735	4,009,733	4,030,833
地方債残高	19,146,289	20,530,160	21,155,345	20,535,506	23,319,235
基金残高	6,167,498	5,830,505	5,610,533	5,730,479	6,291,791
うち財政調整基金	2,305,498	1,890,620	1,692,577	1,696,479	2,204,064

市税の状況

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市税	2,864,298	2,879,144	2,896,409	3,265,346	3,190,875
市民税	1,113,022	1,115,180	1,215,317	1,558,179	1,482,112
固定資産税	1,551,738	1,571,148	1,482,510	1,511,008	1,518,850
軽自動車税	52,094	52,939	55,343	56,564	58,281
たばこ税	146,937	139,348	142,762	139,061	131,105
鉱山税	507	529	477	534	527

財政用語解説

【地方交付税】

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のことです。

【地方債】

公共施設の建設事業や災害復旧事業など、多額の経費が必要なものの財源に充てるための借金のことです。

【義務的経費】

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費（人件費・扶助費・公債費）のことです。

【人件費】

地方公務員の給与や退職金などに要する経費のことです。

【扶助費】

社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費（生活保護費等）及び市が独自に行っている施策に係る経費（福祉医療費助成費等）のことです。

【公債費】

市が借り入れた地方債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費のことです。

【投資的経費】

その支出の効果が、資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費（道路・橋梁・公園・学校など公共施設の建設等）のことです。

《基本方針》

1 体系図

本市を取り巻く社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、新たな行政課題や多様化・複雑化した市民ニーズへの的確な対応が求められています。

そのため、限られた財源と人員で効率的・効果的な行財政運営の推進に当たっては、自らの改革の歩みを緩めることなく、自己決定・自己責任に基づいた施策展開ができる行財政システムを構築していく必要があります。

本大綱では、市民福祉の一層の向上や継続的で自立した行財政運営による質の高い行政サービスの実現のため、さらなる意識改革のもと、効率的な行政をめざします。

効率的・効果的な行財政運営をめざして	【1】	事務事業の見直し
	【2】	民間委託等の推進
	【3】	定員管理と給与の適正化等
	【4】	組織・機構の見直し
	【5】	財政の健全化
	【6】	職員の資質向上と職場の活性化
	【7】	情報化の推進
	【8】	行政サービスの向上
	【9】	市民との協働
	【10】	地方公営企業の経営健全化

2 計画期間

第3次行政改革大綱は、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とします。

なお、本大綱に沿った実施計画を策定し、毎年度見直しを実施し、改革を推進します。

3 推進体制

行政改革の推進は、「山縣市行政改革推進本部」が中心となり、全職員一丸となって取り組んでいきます。

また、市民の視点に立った様々な意見を取り入れるため、市民の代表で構成する「山縣市行政改革推進委員会」において、諮問・答申を受け、これに基づいた推進計画の実施に取り組んでいきます。

なお、実施計画の取組状況については、年度ごとに進ちよく状況を適正に管理し、さらなる行政改革の推進を図るため、市ホームページ等において公表していきます。

改革を進める【10】の基本項目

【1】事務事業の見直し

地方分権、権限移譲の進展に伴い、今後の地方自治体には、様々な業務が発生することが予想され、それらの新たな行政需要に迅速かつ的確に対応するための、組織機構の整備が求められます。複雑・多様化する市民ニーズや地方分権の進展に伴う新たな行政課題に的確に対応していくため、市の事務事業をその必要性、事務執行形態により見直し、事務事業の再編・整理、統廃合を推進します。

また、行政評価の取組みにより事務事業の改善や目標管理、職員の意識改革、行政サービスの向上等の実現を目的とした事務事業の成果志向及び市民志向への転換を図っていき、効率的・効果的な行政の運営体制を確立します。

【2】民間委託等の推進

民間のノウハウ、活力を有効に活用し「民間でできることは民間に」を基本として、公の施設の管理運営について検証するとともに、行政サービスの質の向上、効率的・効果的な運営の観点から指定管理者制度を推進します。

【3】定員管理と給与の適正化等

組織改革や適正な人員配置、新規職員採用の抑制や早期退職勧奨制度の実施により、職員定数の削減を図ります。

職員の給料、諸手当等については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度に準じた給与制度の適正な運用に努め、必要に応じて見直しを行います。

今後は、山口市職員勤務評定要領に基づき、職員給与の適正化に努めるため、職員の勤務成績について公正な評定を実施します。

【4】組織・機構の見直し

地方分権、権限移譲の進展に伴い、今後の地方自治体には、様々な業務が発生することが予想され、それらの新たな行政需要に迅速かつ的確に対応するための、組織機構の見直しを進めます。

【5】財政の健全化

国、地方を通じて、行財政を取り巻く環境は、依然として極めて厳しい状況にあり、本市の財政は今後ますます厳しい状況を迎えることが予想されることから、市の財政状況等の分析を踏まえ、経費の節減、事務の合理化、主要な自主財源である市税等の収納率の向上に努めます。

【6】職員の資質向上と職場の活性化

複雑・高度化する行政課題に対応するための各種研修制度に加え、職員の意識改革や能力開発を目的とした研修制度の充実により市民の期待に応えられる人材の育成に努めます。

【7】情報化の推進

市民の利便性の向上や事務事業の効率化を推進するため、インターネットを利用した行政手続きのオンライン化を推進します。

また、情報セキュリティ対策を十分講じるとともにホームページ等を活用した行政情報の積極的な提供に努めます。

【8】行政サービスの向上

市民の視点に立ってサービスの全般の見直しや窓口の改善、行政手続きの簡素化を進め、便利で分かりやすく、満足の高い行政サービスの提供に努めます。

【9】市民との協働

市民ニーズの多様化や急速な少子高齢化により、まちづくりの課題は年々増加し、行政主体のまちづくりや行政サービスだけでは限界が生じてきており、市民との協働や市民が主体となったまちづくりを推進していくことが必要となっているため、まちづくりにあたっての計画策定等への積極的な市民参画など市政運営において市民との協働を推進します。

【10】地方公営企業の経営健全化

水道事業については、適切かつ効率的な事業運営の観点から、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組み、引き続き安全でおいしい水の安定供給に努めます。

公共下水道事業については、加入率の向上に努めます。